

## 【消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>・オンライン化の推進、行政運営の簡素化等が趣旨だとありますが、本人の押印が必要なのであれば意味がないと思います。  結局は紙の用紙を消防署に提出に行くことになり、オンライン化の推進になりません。  受理した消防署での処理も従前どおりとなり、行政運営の簡素化にもなりません。  届出する事業所の内部手続きが一部省略されただけで、中途半端です。  本人の押印は、必ずしも本人確認にはなりません。  押印は全廃し、ネット上のフォーム入力で届出ができるようにした方が、趣旨に叶うと思います。【個人】</p> <p>・政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進にかかる検討が行われているならば、押印の要不要などを検討するのではなく、消防各種届出のオンライン化等を推進できないのか。その中で電子署名の要不要等について検討を進めてもらいたい。【個人】※①</p>	<p>様式に本人の押印を求めていたとしても、オンライン化の推進が妨げられるものではありません。  オンラインにより申請等をする場合、法令上は、個人番号カードの利用等により、本人の押印に代えることができるとされています。</p>	無

<p>No.2</p>	<p>・本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印を不要としたこと等は、行政運営の簡素化・効率化が図られる素晴らしい取り組みである。</p> <p>今回の様式の簡素化については、平成31年4月18日に公布された、「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」(平成31年消防庁告示第6号)と同様の趣旨の見直しであると判断される。</p> <p>当該告示では、様式において必ずしも確認の必要のない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等を踏まえ、様式の記載内容の見直しが行われ、「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(別記様式1)」から「床面積」等の削除等が行われた。</p> <p>そこで、今回の簡素化された、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(別記様式1号の2の3の2(第31条の3関係))」の様式の「床面積」の項目も削除するべきではないか。</p> <p>また、削除すべきでないのであれば必要性をご教授いただきたい。【個人】</p> <p>・今回の改正案は、作成者の事務負担軽減につながるため、賛同いたします。</p> <p>そのうえで1点確認させてください。</p> <p>昨年改正された消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書では、規模欄の「床面積」が削除されて、面積に伴う情報は「延べ面積」のみとなりましたが、今回の改正案では消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の構造規模の欄において床面積がそのまま残っております。</p> <p>消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書は改正案には含まれていないため、そちらとの整合性をとったものと推察いたしますが、「床面積」については何を記載すべきか明確ではなく、また、必要性も乏しいと考えられるため、上記同様に「延べ面積」のみにするか、「床面積」と「延べ面積」の使い分けをどのようにしたらよいのか、お示しいただけるとありがたいです。【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>消防機関は、設置届に基づく検査に際し、防火対象物の構造や規模に応じた適切な消防用設備等が設置されているかを判断するため、設置届において構造、階数、床面積、延べ面積の記載を求めています。</p> <p>検査済証は、設置届に基づき消防機関が行った検査に対する結果を防火対象物の関係者に交付するものであり、記載する項目及び内容は、設置届に即する必要があります。</p> <p>なお、消防法令において「床面積」とは、防火対象物における階ごとの床面積を表し、「延べ面積」は、防火対象物の床面積の合計を表しています。</p>	<p>無</p>
-------------	---	--	----------

No.3	<p>なぜ消防用設備等点検結果報告書のみが郵送受付可能なのか。消防行政改革の方向性が、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進になっていない。</p> <p>本来は2020年にもなってオンライン申請できないのがおかしいのであって、今回の改正対象となっている各種届け出書類について、早急に郵送提出・受付可能としてほしい。【個人】※①</p>	<p>オンライン申請や郵送による申請の受付は、各消防機関の運用上の課題であるため、回答を差し控えることとします。</p>	無
No.4	<p>印鑑証明等の添付を要せず、大量生産の印鑑等による押印についても、本人性等の確認にあたって認められるのか。認められるのであれば、当該押印は、本人性等の確認の趣旨を没却しているのではないか。【個人】※①</p>	<p>一般的に、認印によっても一定の本人性等の確認が可能と理解されています。</p>	無
No.5	<p>消防計画に何の変更も生じていないのに、管理権原者が変更となっただけで消防計画の再提出を消防署の窓口で指導されたことがある。今回の改正で「消防計画作成(変更)届出書」「全体についての消防計画作成(変更)届出書」から管理権原者の住所氏名欄が削除された。これに伴い、管理権原者が変更となった場合でも、消防計画を作成(変更)しないならば、「消防計画作成(変更)届出書」「全体についての消防計画作成(変更)届出書」の提出は不要となると解してよいか。</p> <p>改正後も消防計画を作成した防火管理者の押印は必要とされるようだが、例えば防火管理者は変更となったが消防計画は従前のものを引き継ぎ変更が生じない場合は、新たに「作成(変更)」していないのだから、届け出不要と解してよいか。【個人】※①</p>	<p>消防計画は管理権原者の指示を受けて防火管理者が作成するものであり、管理権原者の変更は、消防計画の根幹をなすものであることから、管理権原者に変更があった場合、変更の届出を要するものといえます。</p> <p>また、防火管理者については、消防計画の報告義務者であることから、変更があった場合には、消防計画の変更の届出が必要となります。</p>	無

No.6	<p>消防法第8条の2の5の規定に基づく自衛消防組織設置(変更)の届出に関しても、省令第4条の2の15の規定に基づく別記様式第1号の2の2の3の3の様式管理権原者の押印は省略できるのではないのでしょうか。【個人】※②</p>	<p>自衛消防組織設置(変更)の届出に、については、管理権原者が報告義務者であり、本人性の確認が必要であることから、今般の改正においては省略しないこととします。</p>	無
No.7	<p>様式第1号の2及び第1号の2の2の2の消防計画の届出者部分の、管理権原者の住所及び氏名の記名欄の記名は削除できないと 思料します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第8条第1項の規定において管理権原者が防火管理者に作成を指示し作成させ届出させること。</li> <li>・法第8条第4項の規定による消防長又は消防署長が、防火管理者の防火管理上必要な業務の不適正が認める場合に措置命令を行う際に、管理権原者が認めて作成されたものと訴因を求める必要がある。</li> </ul> <p>このことから、作成・届出者に関して法改正が必要と思料されるため、管理権原者の記名欄は残し、押印のみを削るものとされてはいかがでしょうか。【個人】※②</p>	<p>今般の改正において、管理権原者の押印を省略し、記名欄は残すこととしています。</p>	無
No.8	<p>様式第1号の2の2の2の「全体についての消防計画作成(変更)届出書」の「全体について」の語句について</p> <p>法第8条第1項の管理権原者が法第8条第1項の防火対象物であるが建物全体と誤認して法第8条の2第1項の届出の際に使用する届出用紙を使用するため、「統括管理における」をつけることができないもののでしょうか。</p> <p>様式の表題は長くなるため、様式本文中の「別添のとおり、全体についての」を「別添のとおり、統括管理における全体についての」に 統括管理で定める消防計画であることを明確にする改めをすることができないのでしょうか。【個人】※②</p>	<p>届出書の名称については、消防法施行規則第4条の見出し及び条文に基づき定めています。</p> <p>報告義務者として、「統括防火管理者」又は「統括防災管理者」と明記していることから、これらの記載で足りることと考えられ、原案のとおりとします。</p>	無

下記のような、消防設備等設置届出書内訳の様式の新設を要望する。

消防用設備等設置届出書内訳					
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類					
種 別		新設・増設・移設・取替え・改造・その他（ ）			
工	設計者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	施工者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	消防士 住所				
	氏 名				
	免状の種類 及び指定区分	第 号	講 習 受 講 状 況		
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類					
種 別		新設・増設・移設・取替え・改造・その他（ ）			
工	設計者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	施工者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	消防士 住所				
	氏 名				
	免状の種類 及び指定区分	第 号	講 習 受 講 状 況		
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類					
種 別		新設・増設・移設・取替え・改造・その他（ ）			
工	設計者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	施工者 住所・氏名	住 所	電 話		
	氏 名				
事	消防士 住所				
	氏 名				
	免状の種類 及び指定区分	第 号	講 習 受 講 状 況		

No.9

【アークリード株式会社】

当該様式の内容については、既存の様式で確認できるものであることから不要と考えます。なお、任意の様式を添付し、報告することは差支えありません。

無

No.10	<p>消防用設備等試験結果報告書の各様式における用語等について、統一が図られていないものがあるため、統一を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【アーキリード株式会社】</p>	御指摘のとおり修正いたします。	有
No.11	<p>「消防用設備等試験結果報告書」については、押印を継続しておこなわせるようにされたい。</p> <p>「防火対象物点検結果」及び「防災管理対象物点検結果」については、防火管理者が、立会者の存在についても認めを行うという意味で押印を行うのであれば、立会者の押印は省略できると考える。</p> <p>総じて、押印を行う事については、その重要性があるものであるので、基本として省かないのを適切としていただきたいと考える。【個人】</p>	<p>本改正においても、本人性の確認等を要する者については、引続き押印を求めるとしてあります。</p> <p>なお、消防法施行規則第 31 条の3第 1 項に規定する「消防用設備等設置届出書」(同規則別記様式第1号の2の3)の届出義務は防火対象物の関係者に課されているため、その添付資料である「消防用設備等試験結果報告書」において、試験実施者の本人性の確認までは不要と考えます。</p>	無

○意見提出者数: 7件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとめる等の整理をしております。

※4 末尾に「※①」又は「※②」と付している御意見は、それぞれ同一の提出者からのものです。